

指定管理者の指定について

岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 昭和造園土木・名岐サービスJVグループ

構成員

岐阜市雛倉七九四番地の一

昭和造園土木株式会社

羽島郡岐南町八剣二丁目四五番地

株式会社名岐サービス

二 指定の期間 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで